

多重債務、解決へ相談を

消費者金融やクレジットカード会社など、複数の業者からお金を借りて、その借金の返済が困難になっている状況を多重債務といいます。

▼失職したため収入がなくなり、生活のための買い物をクレジットで支払い、住宅ローンはキャッシングしたお金をあてがっていたが返済期日までに返済ができない。(40代・男性)

▼物販の副業を始めるために商品を仕入れ、売り上げが伴わないうちに次の仕入れのために消費者金融などから借り入れてまた商品を仕入れ購入した。結局副業で収入が得られず、ローンの返済ができなくなった。(40代・男性)

▼息子がギャンブル依存で借金が膨らみ、督促状が届いた。何度か肩代わりしているが、妻子があるのに借金を繰り返し、ギャンブルに注ぎ込んでしまう。(60代・女性)

借金問題の解決には「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」といった債務整理の方法があります。

多重債務に陥ると、仕事を休んで金策に走り回ったり、しつこい督促によって精神的に追い込まれたりして、最悪の場合は家庭崩壊を招くなど、生活の基盤を根底から揺るがしかねません。

県では借金問題でお困りの方に、法律専門家による無料相談会を開催しています。相談会では直接法律専門家から状況に応じた適切な解決策について助言を受けることができます。一人で悩まず、まずは最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。